

令和7年度第2回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年5月26日（月）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第4号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第5号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第6号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第7 議案第6号 教育委員会の学校訪問実施の件

日程第8 議案第7号 教育委員会の道外研修実施の件

日程第9 議案第8号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

日程第10 議案第9号 芽室町社会教育委員委嘱の件

日程第11 議案第10号 芽室町部活動地域移行推進協議会委員委嘱の件

日程第12 議案第11号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件

閉 会

日程第 4.

報告第 4 号.

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 5 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度就学援助認定総括表

(令和7年5月1日現在)

申請世帯	105	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	91	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	90	世帯
経済的困窮世帯	35	世帯
児童扶養手当受給世帯	53	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	14	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	105	91	14	1	8.7

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	14	5	12	8	8	52
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	3	3	6	5	3	24
芽室南小学校							0
合 計	9	17	8	18	13	11	76

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	13	12	41
上美生中学校		3		3
芽室西中学校	4	2	2	8
合 計	20	18	14	52

合計 128

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1	1	1	2	6
上美生小学校							0
芽室西小学校	1		2			1	4
芽室南小学校			1				1
合 計	1	1	4	1	1	3	11

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	2	2	6
上美生中学校				0
芽室西中学校	2		2	4
合 計	4	2	4	10

合計 21

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	9	4	6	5	1	26
						0
2	2	3	3	3	3	16
						0
3	11	7	9	8	4	42

(中学校)

1年	2年	3年	計
8	5	8	21
	3		3
1	2	1	4
9	10	9	28

合計 70

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○町民税非課税・減免世帯

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人
6年 2人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

（2）（1）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（3）（2）に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。))」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 5 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年 6 月 17 日 条例第 16 号

（貸付対象者）

第 2 条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 6 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	印鑑
	上記以外の学年		学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第 7

議案第 6 号

教育委員会の学校訪問実施の件

教育活動及び教育環境の実情や教育現場の現況を把握することを目的として、教育委員会の学校訪問を実施しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度教育委員会学校訪問実施要領

1 学校訪問スケジュール

(1) 7月11日(金) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:50～9:15	
上美生小学校	9:15～10:15	
移動	10:15～10:25	上美生小→上美生中
上美生中学校	10:25～11:25	
移動	11:25～11:50	

(2) 7月14日(月) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:50～8:55	
芽室西小学校	8:55～9:55	
移動	9:55～10:05	芽室西小→芽室西中
芽室西中学校	10:05～11:05	
移動	11:05～11:15	

(3) 7月18日(金) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:50～9:00	
芽室南小学校	9:00～10:00	
移動	10:00～10:10	芽室南小→芽室中
芽室中学校	10:10～11:10	
移動	11:10～11:15	芽室中→芽室小
芽室小学校	11:15～12:15	
移動	12:15～12:20	

※訪問時間は、60分を予定しています。このうち10分程度の説明後に30分程度の協議と、20分程度を参観に充てるものとします。

2 訪問者（計8人）

教育長及び教育委員（5人）

程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、
土井慎悟委員

事務局職員（3人）

坂口勝己教育推進課長、加藤伸啓教育推進課主幹、金須智秋教育総務係長

3 教育委員会委員が説明を受ける内容等

（1）学校経営等の説明（10分）

- ・確かな学力の育成
 - ・豊かな心と健やかな体の育成
 - ・信頼される学校づくり
- など

（2）協議（30分）

（3）授業参観（20分）

※学校経営計画及び説明用資料等を用意し、説明していただく。

日程第 8

議案第 7 号

教育委員会の道外研修実施の件

教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として、教育委員会の道外研修を実施しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度芽室町教育委員会視察研修（案）

1 研修内容

学力・体力の向上や部活動の地域移行・展開に関する課題及び解決方策について

2 目 的

本町教育行政執行方針の「自ら未来を拓く力を育む教育の推進」実現のため、令和7年度からの3年計画で推進する「芽室町 PLUS 教育プロジェクト」が進行中であるが、更なる改善、充実のため、教育委員が他県の実施策を学び、当町の教育行政の発展に貢献するため視察研修を実施する。

具体的には、他県の先進的な教育施策を参考とし、教育内容や環境の改善に役立てるとともに、地域間の教育交流促進を通して他県の教育委員会や学校関係者と交流し、情報共有を図る。併せて、教育行政の連携を強化し、教育施策立案等のための情報収集を行うことなどである。

3 視察研修先

(1) 揖斐川町教育委員会

友好都市である揖斐川町の学力・体力の向上や部活動の地域移行・展開等に係る取組の相互交流を図ることなどを目的とする。

(2) 京都市教育委員会

自学実習の習慣化と確かな学力定着を図るため、予習、確認テスト、復習を1サイクルとした、小中一貫の学習支援プログラムを小学校4年生から中学校3年生まで実施している。

また、義務教育9年間の学びの充実に向け、専科指導を担う教員の追加配置や、担当教科の持ち合いにより、「教科担任制」を全市内で実施し、さらに、一部の学校では学級担任の業務も複数教員で分担する「チーム担任制」も実施している。

部活動の地域移行・展開については、学校単位での部活動を中止し、近隣の学校3校程度を1つのエリアにまとめ、生徒たちが合同で活動する案を示している。

(3) 京都国立博物館等

4 研修先訪問予定日時及び場所

(1) 令和7年7月2日（水） 10時00分から11時00分

揖斐川町教育委員会においての説明等

(2) 令和7年7月2日（水） 15時00分から16時00分

京都市教育委員会においての説明等

5 参 加 者

(1) 教育長及び委員：5名

程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、土井慎悟委員

(2) 教育推進課：2名

加藤伸啓教育推進課主幹、高山涼教育推進係主事

行程案

【7月1日（火）】

- 6時45分 芽室駅前集合
- 6時55分 芽室駅発（～9時01分 南千歳駅着）
- 10時30分 新千歳空港発（～12時20分 中部国際空港着）
- 13時37分 中部国際空港発（～14時01分 金山町（愛知）着）
- 14時09分 金山（愛知）発（～14時47分 大垣市着）
大垣市にて宿泊

【7月2日（水）】

- 9時00分 宿泊先出発
- 10時00分 揖斐川町教育委員会視察（～11時00分）
※学力・体力の向上に関する取組等について
- 11時00分 揖斐川町発（～13時30分 京都市着）
- 15時00分 京都市教育委員会視察（～16時00分）
※学力・体力の向上に関する取組等について
京都市にて宿泊

【7月3日（木）】

- 10時00分 京都国立博物館等見学
- 14時00分 京都市発（～15時20分 関西国際空港着）
- 16時20分 関西国際空港発（～18時20分 新千歳空港着）
- 19時13分 南千歳駅発（～21時11分 芽室駅着）

日程第 9

議案第 8 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食運営協議会委員名簿

【任期:令和6年6月1日～令和8年5月31日】

	所属等	氏 名	備 考
1	学 校 (校長会)	ニイ クラ タダシ 新 倉 忠 司	芽室中学校校長
2	学 校 (教頭会)	クレ マツ マサト 樽 松 正 人	芽室中学校教頭
3	学 校 (養護教諭)	フク チ サ ユキ 福 地 沙 雪	上美生小学校養護教諭
4	//	タチ トシ エ 館 季 恵	芽室南小学校養護教諭
5	//	コ バヤシナ オ 小 林 奈 央	芽室中学校養護教諭
6	//	コ バヤシサ ナエ 小 林 早 苗	芽室西中学校養護教諭
7	関係団体	マル ヨシタロウ 丸 義太郎	芽室小学校保護者
8	//	オオ ウラ チ サト 大 浦 千 聖	芽室西小学校保護者 (令和7年6月1日～)
9	//	シマ ノ ハルカ 嶋 野 晴 華	芽室南小学校保護者 (令和7年6月1日～)
10	//	ノ ムラ ショウタ 野 村 正 太	上美生小・中学校保護者
11	//	マエ ダ ミツ マサ 前 田 光 将	芽室中学校保護者
12	//	サ トウ 佐 藤 さやか	芽室西中学校保護者
13	学識経験者	ソ ネ ヨシツグ 曽 根 義 継	芽室町学校薬剤師

敬称略

○芽室町学校給食センター条例施行規則（関係条文抜すい）

昭和49年4月18日

教委規則第1号

（運営協議会事務局）

第7条 学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）事務局は、センター内に置く。

（協議会の組織）

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の業務）

第9条 協議会は、次の業務を行う。

- （1） 衛生管理の徹底についての協力及び助言
- （2） 給食内容、給食計画についての意見調整
- （3） 保護者からの給食費徴収及び納入の助長
- （4） その他必要とする業務

（協議会の役員）

第10条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長をつとめる。

第12条 削除

（協議会の費用弁償）

第13条 協議会の会議出席並びに協議会を代表して出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和26年芽室町条例第23号）に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。

日程第 10

議案第 9 号

芽室町社会教育委員委嘱の件

芽室町社会教育委員設置条例第 2 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育関係	しおた 塩田 なおゆき 直之	芽室町立芽室小学校長	再任
学校教育関係	にいくら 新倉 ただし 忠司	芽室町立芽室中学校長	再任
社会教育関係	ささき 佐々木 まりこ 真里子	芽室町文化協会	再任
社会教育関係	ふくい 福井 くにあき 邦秋	芽室町体育会	再任
家庭教育関係	だいく 大丘 てるもと 輝元	芽室町PTA連合会	新任
学識経験者	しまかげ 島影 ゆりか 由里香		再任
学識経験者	いわの 岩野 まさし 真志		再任
学識経験者	さかもと 坂本 みちよ 真智代		再任
学識経験者	さとう 佐藤 ひでき 英樹		再任
学識経験者	たかはし 高橋 ひとみ 仁美		再任
学識経験者	なかむら 中村 かおる 薫	(公募)	新任
学識経験者	こばやし 小林 むつみ 睦未	(公募)	新任
学識経験者	のざわ 野澤 まどか まどか	(公募)	新任

※ 任期 令和7年6月1日から令和9年5月31日

○芽室町社会教育委員設置条例

平成 15 年 3 月 26 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、芽室町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、15 人以内とする。

(委員長等)

第 3 条 委員に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 5 条 委員の会議は、委員長が招集する。

(解嘱)

第 6 条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも委員を解嘱することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の社会教育委員の定数及び任期に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 1 条の規定により置かれている社会教育委員は、この条例による改正後の芽室町社会教育委員設置条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 条の規定により置かれた芽室町社会教育委員とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 1 条の規定により芽室町社会教育委員に任命されている者は、改正後の条例第 2 条第 1 項の規定により芽室町社会教育委員として任命されたものとみ

なす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第 1 条の規定により任命された日から起算する。

日程第 11

議案第 10 号

芽室町部活動地域移行推進協議会委員委嘱の件

芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町部活動地域移行推進協議会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	新倉 忠司	芽室中学校 校長	
2	和田 秀治	上美生中学校 校長	新任
3	乙戸 貴広	芽室西中学校 校長	新任
4	塩田 直之	芽室小学校 校長	
5	貴田 正博	芽室町スポーツ推進委員	
6	大丘 輝元	芽室町スポーツ推進委員	
7	岩野 真志	芽室町社会教育委員	
8	山本 秀美	芽室町体育会	
9	白川 学	有識者	
10	平岡 早苗	めむろ町民活動支援センター	
11	松尾 雄斗	有識者	
12	丸 亜沙子	有識者	

※ 委嘱期間 令和6年5月1日～令和8年3月31日（2年間）

芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る仕組づくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は学校関係者その他関係団体等から教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員は12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の互選により選出し、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し議長は会長が当たる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 9 状 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

日程第 1 2

議案第 1 1 号

芽室町図書館協議会委員委嘱の件

芽室町図書館設置及び設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町図書館協議会委員委嘱予定者名簿

○委嘱予定者	吾 妻 昌 三	芽室西小学校長
	乙 戸 貴 宏	芽室西中学校長
	藤 田 博 史	芽室高等学校長
	森 エリ子	社会教育関係者
	市 川 奈津子	社会教育関係者
	田 中 美佐枝	学識経験者
	小 林 睦 未	学識経験者
	児 玉 浩 史	学識経験者

○委 嘱 期 間 令和7年6月1日 ～ 令和9年5月31日

○委嘱の理由

令和7年5月31日付け任期満了に伴い、芽室町図書館設置及び管理条例第6条第2項の規定に基づき図書館協議会委員を委嘱しようとするものであります。

芽室町図書館協議会委員予定者名簿

所 属	氏 名	備 考
学校教育関係者（芽室西小学校長）	アヅマ ショウゾウ 吾妻 昌三	再 任
学校教育関係者（芽室西中学校長）	オウト タカヒロ 乙戸 貴宏	新 任
学校教育関係者（芽室高等学校長）	フジタ ヒロフミ 藤田 博史	再 任
社会教育関係者（こずえの会）	モリ エリコ 森 エリ子	新 任
社会教育関係者（おやっこおはなし会）	イチカワ ナツコ 市川 奈津子	新 任
学 識 経 験 者 公 募	タナカ ミサエ 田中 美佐枝	再 任
学 識 経 験 者 公 募	コバヤシ ムツミ 小林 睦未	再 任
学 識 経 験 者 公 募	コダマ ヒロシ 児玉 浩史	新 任

※任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日

○芽室町図書館設置及び管理条例

平成12年3月10日条例第8号

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、芽室町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。